

税務情報

企業所得税の年度納税申告書の改訂

中国では 2008 年度に新しい「中華人民共和国企業所得税法」(以下“企業所得税法”)が施行されました。この企業所得税法の施行に合わせ、国家税務総局は「<中華人民共和国企業所得税年度納税申告書>の印刷発布に関する通知」(国税発[2008]101 号、以下“101 号通達”)を公布しました。企業所得税は四半期ごと(または月ごと)に仮申告を行い、年度終了後 5 カ月以内(即ち、翌年 5 月 31 日まで)に年度納税申告を行うこととされていますが、これまで年度納税申告にはこの 101 号通達に基づく<中華人民共和国企業所得税年度納税申告書>(以下“旧年度申告書”)が用いられてきました。

国家税務総局は 2014 年 11 月 3 日付で「<中華人民共和国企業所得税年度納税申告書(A 類、2014 年版)¹>の発布に関する公告」(国家税務総局公告 2014 年第 63 号、2015 年 1 月 1 日施行)を公布し、2014 年度の年度納税申告に用いる新しい年度申告書(以下“新年度申告書”)を明らかにしました。今回の改訂は、2008 年度以降の企業所得税政策の変更を年度申告書に反映させること等を目的としています。以下では、新年度申告書の主な特徴と内容等について説明します。

なお、四半期ごと(または月ごと)の仮申告に用いられる申告書も、「<中華人民共和国企業所得税月度(四半期)仮納付納税申告書(2014 年版)等の報告書>の発布に関する公告」(国家税務総局公告 2014 年第 28 号、2014 年 7 月 1 日施行)により、改訂版が発布されています。

1. 年度申告書の改訂目的

2008 年に中国で新しい企業所得税法が施行されてからすでに 6 年が経過し、その間、企業所得税に関する種々の新しい政策(優遇措置等)が出されてきました。しかし、これまで年度申告書のフォームがそれらを反映する形で改訂されたことはありません。旧年度申告書が現行の政策をすべて反映していないことから、納税者にとっては当該申告書に正しく情報を記入し、適切に納税義務を履行することが難しくなったという面があります。一方で、旧年度申告書のフォームは比較的簡単で、各表間の関連性も明確ではないために、税務機関にとっても当該申告書から得られる情報量が十分でなく、そのことが企業所得税の管理水準を高めることを難しくしています。よって、企業所得税に関する現行の政策を年度申告書に反映すること、年度申告書全体の構成をより合理的なものにすること、および税務機関が納税者の納税義務の履行状況を把握し、適切に管理を行うために必要となる情報を年度申告書から得られるようにすることにより、年度申告書が納税者と税務機関の双方の必要を満たすようにすることが、今回の改訂の主な目的と言えます。

¹ 企業所得税の申告に用いられる申告書には、実際所得に基づいて申告を行う居住者企業が用いる A 類と、みなし利益課税方式が適用される居住者企業が用いる B 類があり、後者については、年度納税申告にも仮申告と同じく中華人民共和国企業所得月度(四半期)および年度納税申告書(B 類、2014 年版)>(国家税務総局公告 2014 年第 28 号)が用いられる。

2. 旧年度申告表と新年度申告表の比較

旧年度申告表は主表(中華人民共和国企業所得税年度納税申告表(A類))と各種の附表を合わせて16表から構成されていましたが、新年度申告表は41表から構成され、これには基礎情報表(1表)、主表(1表)、収入費用明細表(6表)、納税調整表(15表)、欠損補填表(1表)、税務優遇表(11表)、国外所得控除表(4表)、一括納税表(2表)が含まれます。

旧年度申告表と新年度申告表を構成する各種の表の比較は以下の通りです。

旧年度申告表		新年度申告表		
	—	A000000	基礎情報表	
	主表	A100000	主表	
附表1	収入明細表 ((1)一般企業、(2)金融企業、(3)事業単位・社会团体等ごとに各1表)	A101010~ A104000	収入費用明細表	A101010一般企業収入明細表、A102010金融企業収入明細表、A102010一般企業原価支出明細表、A102020金融企業支出明細表、A103000事業単位・民間非営利組織収入・支出明細表、A104000期間費用明細表
附表2	原価費用明細表 (同上)			
附表3	納税調整項目明細表	A105000~ A105120	納税調整表	A105000納税調整項目明細表、A105010みなし販売および不動産開発企業の特定業務納税調整明細表、A105020発生主義に基づき認識しない収入納税調整明細表、A105030投資収益納税調整明細表、A105040専用用途財政性資金納税調整明細表、A105050従業員報酬納税調整明細表、A105060広告費および業務宣伝費の年度を跨る納税調整明細表、A105070寄附金支出納税調整明細表、A105080資産減価償却・償却状況および納税調整明細表、A105081固定資産加速減価償却・控除明細表、A105090資産損失税前控除および納税調整明細表、A105091資産損失(個別申告)税前控除および納税調整明細表、A105100企業再編納税調整明細表、A105110政策性移転納税調整明細表、A105120特殊業種準備金納税調整明細表
附表4	企業所得税欠損補填明細表	A106000	企業所得税欠損補填明細表	
附表5	税務優遇明細表	A107010~ A107050	税務優遇表	A107010免税・収入減額および追加控除優遇明細表、A107011条件に合う居住者企業間の配当等権益性投資収益優遇明細表、A107012資源の総合利用による製品生産から取得した収入の優遇明細表、A107013金融・保険等機構の取得する農業関連利息・保険料収入優遇明細表、A107014研究開発費用追加控除優遇明細表、A107020所得減免優遇明細表、A107030課税所得額控除明細表、A107040所得税減免優遇明細表、A107041ハイテク企業優遇状況および明細表、A107042ソフトウェア・集積回路企業優遇状況および明細表、A107050税額控除優遇明細表
附表6	国外所得控除計算明細表	A108000~ A108030	国外所得控除計算明細表	A108000国外所得税額控除明細表、A108010国外所得納税調整後所得明細表、A108020国外分支機構欠損補填明細表、A108030年度を跨る繰越国外所得税控除明細表
附表7	公正価値で測定する資産の納税調整表			
附表8	広告費および業務宣伝費の年度を跨る納税調整表	A109000~ A109010	一括納税表	A109000地区を跨って経営する一括納税企業の年度企業所得税分担明細表、A109010企業所得税一括納税分支配機構所得税分配表
附表9	資産減価償却・償却納税調整明細表			
附表10	資産減損引当項目調整明細表			
附表11	長期権益投資所得(損失)明細表			

3. 新年度申告表の主な特徴と内容

新年度申告表は会計計算を基礎として、税務と会計の差異について納税調整を行い、課税所得を算出するという形になっています。この点は従来と同様ですが、上述の通り、旧年度申告表と比較すると、新年度申告表における附表等の数は大幅に増え、かつ各表に表番号が付されています。主表である納税年度申告表のデータの多くは、各々の政策または税法規定を反映した附表から生成され、年度申告表全体の構成は旧年度申告表よりも合理的になり、各表の内容および各表間の関連性もより明確になりました。また、納税者は41表に含まれる各種附表のうち、自らの状況に応じて、該当項目があるもののみを選択して作成すればよいとされており、実際に記入が必要となる表の数は必ずしも従来よりも増えるわけではありませんが、各表を通じて提供すべき情報量は全体として増加したと言えます。

旧年度申告表からの主な変更点として挙げられるのは、基礎情報表が新たに加えられたこと、納税調整に関わる附表および優遇措置の適用に関わる附表が大幅に増えたことです。それぞれの主な内容は以下の通りです。

① 基礎情報表(A000000)

これは納税者の基本情報(名称、登録地、業種、登録資本金、従業員数、出資者、会計方針、対外投資状況等)を記入するフォームであり、旧年度申告表にはなかったものです。

② 納税調整表(A105000～A105120)

旧年度申告表では、広告費および業務宣伝費、減価償却費等の一部項目に係る納税調整表が附表に含まれているほかは、納税者による納税調整の結果をまとめた1表の納税調整項目明細表(附表3)があるのみで、納税調整の過程が明らかでなく、税務と会計の差異に関する情報も限定的であったため、税務機関が年度申告表のみから納税調整の合理性と正確性を判断することは難しかったと言えます。新年度申告表では、納税調整項目明細表(A105000)のほかに各項目の納税調整額の算出過程または明細を示す14の附表が設けられ、税務機関にとって納税調整の内容がより把握しやすくなりました。納税者にとっても、納税調整項目明細表の各項目に関連する附表の表番号が明示されているため、その作成がむしろ容易になるかもしれません。

納税調整に関して新たに設けられた附表には、従業員報酬納税調整明細表(A105050)、固定資産加速減価償却・控除明細表(A105081)、資産損失税前控除および納税調整明細表(A105090)、資産損失(個別申告)税前控除および納税調整明細表(A105091)、企業再編納税調整明細表(A105100)等があります。これらのうち、例えば、A105081の附表には、2014年度から適用される固定資産の加速減価償却に係る新しい企業所得税政策(財税[2014]75号)²が反映されています。

² 当該政策の詳細については、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.144 号(2014年11月)」を参照。

③ 税務優遇表(A107010～A107050)

旧年度申告表には、1表の税務優遇明細表(附表5)がありますが、これは企業が各種優遇措置の適用を受けている場合の優遇額のみを記載するものであり、優遇措置の適用要件や計算基準等に関する情報は含まれていません。現在、中国では企業所得税に関して39項目の各種優遇措置が規定されていますが、新年度申告表では11表の附表においてこれらの優遇措置の適用要件に関する情報、優遇額の計算過程等を記入することになります。これらの附表には、免税・収入減額および追加控除優遇明細表(A107010)、所得減免優遇明細表(A107020)、課税所得額控除明細表(A107030)、所得税減免優遇明細表(A107040)のほか、A107010の内訳項目である研究開発費用の追加控除優遇明細表(A107014)、A107040に列挙されるハイテク企業の優遇適用に係る明細表(A107041)等が含まれます。

4. コメント

新年度申告表は2015年5月31日を期限とする2014年度の年度納税申告に用いられる。当該申告表は2014年版とされていることから、2015年度以降については、新たな政策等を反映する形でさらに改訂が行われる可能性があります。

上述の通り、新年度申告表は41表から成り、納税者はそれらのうち必要となる附表を自ら選択して作成することになります。納税者が各表において提供すべき情報量は全体として従来よりも増加しますが、新たに追加された内容には、旧年度申告表を作成する際にも別途に計算作業等を行っていた事項(例えば、納税調整額、優遇額の計算過程等)も含まれるため、新年度申告表の使用により、必ずしも納税者の年度納税申告に係る負担が増えるわけではないと考えられます。

いずれにしましても2014年度の企業所得税の年度納税申告は新しいフォームを用いた初回の申告となるため、言うまでもなく、納税者にとっては必要となる附表を正しく選択すること、選択した附表において正しく情報を記入することが重要となります。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited